


所管部課	市民部 市民課	部長	村上敏彰		
件名	東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の一部改正に伴い、東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部改正をするものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の一部改正の施行により、条ずれが生じることから、引用している東大和市住民基本台帳事務取扱規則の第16条第1項中の表記「第7条第1項」を「第6条」に改める。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年6月14日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法の一部改正に伴い、規則・要綱の改正がなされる。</li> </ul>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。